



部落問題の現状と課題

—誰もが幸せに暮らせる地域社会を創るために—

奈良県立同和問題関係史料センター

昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布施行されました。この法律では「現在もなお部落差別が存在する」(第1条)ことを明記し、「国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現」(第2条)するために、国や地方公共団体は、「相談体制の充実」(第4条)や「教育・啓発活動」(第5条)につとめ、また、国は地方自治体の協力を得て「部落差別の実態調査」(第6条)を行うとしています。

この法律は理念法であり、具体的な施策の内容についての規定はありませんから、国や地方公共団体が、具体的な教育・啓発の内容を構築していく必要があります。そして、そのためには、①部落問題とは何か、②部落問題の現状はどうなっているのか、③問題の解決のために、何をどのように取り組んでいくべきか、などの問題について改めて問い直しておくことが必要だと考えています。

例えば、私ども同和問題関係史料センターがすすめてきた「部落史の見直し」は、奈良県内における歴史的資料の調査・研究の成果をふまえて、部落差別は地域社会における社会的関係性の問題であり、それは地域社会が長い年月に渡って積み重ねてきた生活や文化の深層に根ざしていることを提起してきました。

地域社会には、相互扶助や協力・協同など互いの親和を促していく側面があります。

例えば、奈良盆地には請堤(うけづつみ)と呼ばれる通常の河川堤防から直角に伸びたり、



名号水請堤(三宅町)

離れた場所につくられる二次的な堤防が数多く残っています。私たちの先人は協力して請堤を守り維持してきました。

一方で、昭和57年(1982)8月の大水害の際に、請堤の外側に位置する新興住宅の住民と、請堤を閉じて集落を守ろうとする旧住民との間で厳しい対立が生じた事例がありました。

地域社会には、忌避や排除、抑圧など住民間の亀裂を深めていく側面も存在しているのです。

部落差別は、地域社会の持つこのような負の側面に起因するものであり、その解消のために必要な啓発や教育とは、地域社会について深く知り、その体質の改善を図っていくようなものでなければならぬと考えています。

部落差別の解消を展望できる地域社会とは、誰もが幸せにくらすことのできる地域社会にほかなりません。住民自身が主体的に取り組んでいくことによってそのような地域社会を築いていくことが求められているのです。

部落差別の解消の推進に関する法律 平成28年12月16日 法律第109号

第一条(目的) この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条(基本理念) 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第三条(国及び地方公共団体の責務) 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第四条(相談体制の充実) 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第五条(教育及び啓発) 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第六条(部落差別の実態に係る調査) 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

奈良県立同和問題関係史料センターは、奈良県内に残された史料の調査と研究をすすめ、「部落史の見直し」の深化と教育内容の充実を目指しています。

史料センターでは、古文書の調査・研究の成果を広く知っていただくため、史料展示(平成29年度は「大和の地域社会と被差別民衆—新しい地域社会の創造をめざして—」)や刊行物の発行などを行っています。また、県内各地を訪ねて地域の人権課題について理解を深める「県民歴史講座」や、教員対象の「人権教育地域教材作成講座」を開催しています。

奈良県立同和問題関係史料センター
〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23番1号
TEL 0742-64-1488 FAX 0742-64-1499

